箱根町行財政改革アクションプランの今後の推進体制等について

1 箱根町行財政改革アクションプランの推進体制(抜粋)

(1) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

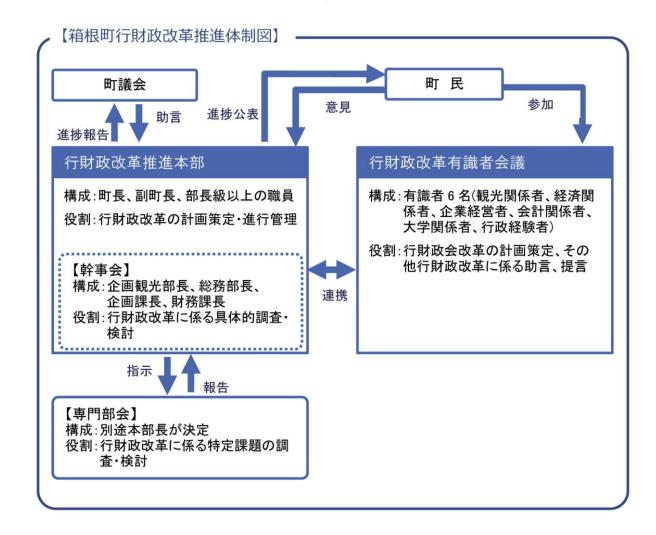
ただし、平成 29 年度から開始する箱根町第 6 次総合計画との整合性を図り、 計画期間の中間年度にプランの見直しを実施することとします。

(2) 推進体制

町長を本部長とする「箱根町行財政改革推進本部」が中心となり、全庁的な連携のもと、各部署が主体的に改革に取り組んでいきます。また、「箱根町行財政改革有識者会議」から行財政改革の推進に必要な助言、提言をいただき、更なる改革の取組みに反映させることとします。

(3) 進行管理

「箱根町行財政改革推進本部」が、毎年度計画の進捗状況を確認し、目標の達成に向けて適切な進行管理を行います。



2 箱根町行財政改革アクションプランの進め方(案)

(1) プランの見直し

第6次総合計画が平成29年度から始まることや、プランの推進項目全45項目のうち、平成28年度または平成29年度に取組みが終了する項目が9項目あることから、平成29年度中にプランの見直し作業を実施し、平成30年度から改訂プランによって行財政改革を推進していく。

(2) 箱根町行財政改革有識者会議の設置

第1期有識者会議の主な所掌事務である「計画策定に関する助言、提言」については、平成27年9月のプラン策定をもって完了している。また、今後のプランの進行管理については、町が主体的に行財政改革に取り組むという観点から、「箱根町行財政改革推進本部」が行うものとしている。そのため、第1期有識者会議の任期満了をもって、有識者会議の活動を一時休止するが、平成29年度のプランの見直しの際に第2期有識者会議を設置する。なお、委員の選任については、現有識者会議のメンバーを基本とする。

《第2期行財政改革有識者会議の所掌事務》

- ・平成27、28年度のプランの進捗状況の確認
- ・各推進項目の内容(取組項目、目標指標等)の見直し
- ・第6次総合計画の将来像を見据えた新たな行財政改革の方向性の検討

3 今後のスケジュール(案)

